医療従事者の賃金改善について【外来】

当院は外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)を算定しています。

これは、医療従事者の処遇改善（賃金引き上げ）を目的として、診療報酬の中に設けられた評価料です。

算定対象：初診時・再診時・訪問診療時
対象職員：医師を除く当院に勤務する全職員（看護師・医療事務・検査技師・リハビリ職員・薬剤師・事務職員 等）
※令和８年改定により 40 歳未満の勤務医も対象に追加されました。

加算による収入は、対象職員の基本給・手当・賞与等の賃金改善に充てられ、医療サービスの質の維持・向上に活用されています。

ご理解とご協力をお願いいたします。

令和８年６月１日
医療法人美郷会　西蒲中央病院

医療従事者の賃金改善について【入院】

当院は入院ベースアップ評価料 59（１日につき 59 点）を算定しています。

これは、医療従事者の処遇改善（賃金引き上げ）を目的として、診療報酬の中に設けられた評価料です。

算定対象：当院に入院されている患者様
対象職員：医師を除く当院に勤務する全職員（看護職員・看護補助者・医療事務・薬剤師・検査技師・リハビリ職員・栄養士・事務職員 等）
※令和８年改定により 40 歳未満の勤務医も対象に追加されました。

加算による収入は、対象職員の基本給・手当・賞与等の賃金改善に充てられ、入院医療サービスの質の維持・向上に活用されています。

ご理解とご協力をお願いいたします。

令和８年６月１日
医療法人美郷会　西蒲中央病院